

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期財務諸表等規則
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	財務諸表等規則ガイドライン
「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	四半期財務諸表等規則ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	四半期財務諸表等規則では、「四半期貸借対照表の科目ごとの四半期貸借対照表日における時価、四半期貸借対照表計上額と当該時価との差額に関する説明」の注記は求められていないため、四半期財務諸表等規則ガイドライン8の2において財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2の6の準用は不要ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。